

広島大学学術情報リポジトリ  
Hiroshima University Institutional Repository

Title	高等教育機関における情報倫理教育：日中比較の視点から
Author(s)	余, 佳城
Citation	HABITUS , 21 : 119 - 134
Issue Date	2017-03-23
DOI	
Self DOI	<a href="https://doi.org/10.15027/42921">10.15027/42921</a>
URL	<a href="https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00042921">https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00042921</a>
Right	
Relation	



# 高等教育機関における情報倫理教育

一日中比較の視点から一

余 佳城

(広島大学大学院博士課程前期)

## はじめに

インターネットの普及により、誰もが自由に情報の発信や収集を行うことができるようになった。しかも、そうしたインターネットへの自由な参加環境においては、自分が誰であるか名乗ることも必要ない。地域や国といった空間的な隔たりを越えて、人びとは情報にアクセスし、閲覧することが可能となる。<sup>1)</sup>ここ数十年の情報環境の変化をみるかぎり、インターネットの円滑化・容易化・迅速化・拡大化は益々進み、私たちは行動の匿名性を保障された上で、更なる自由を享受できるようになったと感じている。<sup>2)</sup>しかし、このような情報化社会の発展に問題がないわけではない。インターネットは、なんらかのトラブルが発生した際、逆にマイナスの要因となり、発生した問題を瞬時に伝播・伝達させていくことになる。それゆえ、情報化社会の秩序を維持する情報倫理の役割が、とりわけ教育の場において今日一層期待されている。

では、こうした自由な情報へのアクセスや情報交換を土台に展開される情報化社会やインターネットに対して、いかなる倫理的なアプローチが可能となるのだろうか。この領域では、規制が過ぎると自由が侵され、逆に、自由にされると共同体の秩序やモラルもまた崩壊する可能性がある。そこでは、自由と倫理的制約は両立しうるのだろうか。

したがって、本修士論文の目的は、このような情報化社会の課題を、初等教

育から高等教育に至る情報倫理教育の実際を考察することで明らかにしていくことにある。以下、本論では、まず、情報倫理教育の先行研究と必要性をおさえた上で、情報倫理教育における日中比較の結果を概括し、最後に総括を加えたい。

### 1. 情報倫理ならびに高等教育における情報倫理教育に関する先行研究

今日、高等教育における情報倫理教育に関する研究は、欧米・日本・中国において極めて少なく、研究も近年、緒に就いたばかりであることが理解される。この現状は、同時に、情報倫理教育に関する今後の研究上の発展や、現在、高等教育で注目される研究倫理との研究統合など、今日的な課題としての研究可能性を示している。よって、いまだ未解決な「高等教育における情報倫理教育」の範型を示すことで、研究倫理へと接続していくであろう情報倫理教育の全体像を提供できるものと考えられる。本論文が、「高等教育における情報倫理教育」に着目する理由の一つはここにある。

加えて、本論文が問題の切り口とするのは、「自由・資本主義体制と社会・共産主義体制をとる国における情報倫理教育の比較」である。ここでは、「情報」の「保護」と「規制」が国家体制と深く結びつくことが考えられる。しかし、先行研究をみるかぎり、情報教育における体制上の比較に関する研究はほぼ皆無である。管見によれば、自由・資本主義体制と社会・共産主義体制をとる国との情報倫理教育の比較研究については、ただひとつ、蔡連玉「中美情報倫理教育比較研究(中米情報倫理教育比較研究)」(『比較教育研究』2007)という論文を見出すにとどまる。この論文は、中国とアメリカにおける情報倫理教育について論じたものであり、特に情報倫理教育の「位置と目標」「内容」「実施」三つの方面で両国を比較して、アメリカ的な立場から情報倫理教育をもっと重視すべきと結論づけているのである。しかし、情報倫理教育の在り方は、どち

らか一方のみが正しく、一方のみが間違いであると断定することは困難である。中国独自の背景をふまえ、さらに、高等教育の視点から情報倫理教育をみていく論文(つまり、違う社会形態の国における高等教育機関の情報倫理教育を比較する論文)は本論文が嚆矢であると思われる。

## 2. 情報倫理教育の必要性

まず、情報倫理教育の必要性を検討するに先立ち、「情報化社会」の具体的な特徴を描出してみよう。

情報化社会の進展を考える際、「情報」価値を生みだし伝える社会構造もまた時代とともに変化していていることが分かる。情報の収集は、昔は、人の力、職業的勤、人脈などに依存していたが、今日では、コンピュータの力を借りて行うようになってきている。加えて、産業の多くが情報に依存する今日の社会では、多様な情報を瞬時に共有するために、通信網(インターネット)の構築、整備が必要不可欠となっている。その面から、情報化社会は通信網を社会的基盤とするに至って成立した社会とみることができる。そこでは、一般に極めて高い価値を持っている情報というものが、とりわけその集合体であるデータベースが社会の発展に重要な要素と認識され、情報化社会の象徴とみなさるのである。<sup>3)</sup>

一方、市民の基本的な権利としては、従来、「言論の自由」があり、それが情報発信の権利を保障してきた。情報やメディアに関する倫理は、それに基づいて発展してきたといえる。情報交換の自由とメディア(様々な情報の媒体)を通じた発信の自由は互いに補完しつつ浸透している。これらは古代ギリシア時代から、二十一世紀の今日まで変わらず、言葉に関しては「言論の自由」と文字に関しては「出版の自由」という二つ要素がベースとなっている。

ところが、現在、インターネットの普及とともに、もう一つの要素が基礎に

加わった。それは、「接続(アクセス)の自由」である。市民の権利と自由が実践的で現実的であるためには、個人の言論活動の自由(自己実現)と国家(参与)の政治的な自律とが両立し、ともに保障されるものでなければならない。したがって、情報の自由もまた人間の尊厳を原則とする個人的な市民権利と社会的な民主原則の接続点において成立することが期待される。<sup>4)</sup>

つまり、このインターネットがもつ接続(アクセス)の自由は、開放性、相互性、バーチャル性を伴い、このことがアクセス上のさまざまな問題を引き起こす原因ともなり、そのことゆえに公共的な規制が必要となってくるのである。加えて、今日、期待される「持続可能な発展」もまた、情報社会を抜きには語れず、そこにおいて情報アクセスの自由と規制は、人類の発展のために不可欠な環境・健康・安全・エコ・教育・平等・文化といった諸側面や今日的諸権利(「プライバシー侵害」、「不正アクセス」、「知的財産侵害」等)に密接なかかわりをもつことになる。<sup>5)</sup>

以上が、倫理が「情報化社会」に必要とされ、情報社会の規範根拠と見なされる背景である。そうした歴史的経緯を理解した上で、さらに「情報倫理」の概念についてより具体的に説明してみたい。

まず、はじめに「倫理」という概念についておさえておこう。「倫理」とは、一般的に、善く生きるとはどのようなことか、我々は何をなすべきかを問うことを通して、社会における人間の生き方、人間の諸関係、人間社会の存続、行為の主体としての自己、などの問題に指針を示すものとされる<sup>6)</sup>。しかし、情報化社会に注目すれば、我々がすでにもつ「倫理」(明文化されたものやされてない慣習も含む)のみでは対応しきれないような新しい問題が見いだされる。そうした事態や問題に対応し、どのような社会でも妥当しうる新たな「情報倫理」が今日要請されているといえる。<sup>7)</sup>

とりわけ、本論文が対象とする教育現場にかかわる「情報倫理」としては次

の新たな事態に対応していく必要がある。つまり、知的所有権の侵害、プライバシーの侵害、他のコンピュータへの不正アクセス、データの改ざんや破壊、さらにはわいせつ画像に典型的ないわゆる有害情報など、日々マスコミの報道をにぎわせている電子ネットワークのトラブル等である。加えて、本論文が主題に置く大学等の「高等教育機関における情報倫理」の問題としては、とりわけ、論文のコピーアンドペーストなどの知的所有権侵害の問題や有害情報の利用の問題などが注目される。現在、これらの問題は「情報倫理」に関わる人々の焦眉の問題になっている。<sup>8)</sup>

最後に、私立大学情報教育協会による「情報倫理」の定義から、「情報倫理」の規定が個々人間や社会における調整的役割を担う(調整・制約・他律)一方で、その倫理的努力が個人に帰される面(自律)をおさえておきたい。ここでの定義によれば、「情報倫理」とは、「情報化社会において、我々が社会生活を営む上で、他人の権利との衝突を避けるべく、各個人が最低限守るルールである」と定義された上で、「価値観や倫理ないし道徳を規制するものではなく、各人の自主的な判断にもとづいて、自己の内的規制ないしは自己統括に関わる問題である」<sup>9)</sup>と規定される。つまり、情報にかかわる社会的な倫理規定は、調整的意義をもつが、究極には自己のモラル意識にねざして形成されることが示されているのである。このことは、我々が想像するように、情報倫理はテクノロジーの問題にかかわる「テクニカルな規定」に終始するものではないことを示唆している。「情報倫理」の問題は、我々の「よき生」の問題にも直接つながってこざるを得ないのである。少なくとも、情報化の現実や技術は我々の生活を豊かにあるいは幸せにしてくれるかどうかについて何も語らないが、今後、より現実をふまえ構築される「情報倫理学」は、こうした根本的な問題にも答えていく必要があるとも考えられているのである。<sup>10)</sup>このような自己形成的な情報倫理モラルの育成こそが、実際の教育現場での課題となるものと思われる。

では、次章では、情報倫理をめぐる問題を、「新たな権利」「技術」「善き生」「自由(自律)」「規制(他律)」といった側面から考察するために、資本主義社会のモデルとしての日本と共産主義社会のモデルとしての中国における情報倫理とその教育に関わる規定を概括してみたい(修士論文では、高等教育における情報倫理を理解するため、国家、学会、大学レベルの綱要の要点を比較・検討していった)。

### 3. 情報倫理教育の日中比較

#### (1) 情報化と教育政策

まず、日中の情報化とその教育政策の発展経緯をみていきたい。

日本では、初等・中等教育におけるインターネットの利用を促進するために、今から20年以上前の1994年に、文部省と通商産業省によって100校によるパイロット・プロジェクトが始められた。<sup>11)</sup>さらに、その2年後の1996年に、文部省は、情報化社会に求められる倫理を初めて「情報倫理」と明言した。そしてその具体化として、2003年に高校教育で情報モラル育成指導として必修教科「情報」が開始され、2008年にはあわせて情報技術教育をも担う「情報科」が創設された。そこでの情報教育の柱は、「情報社会の倫理」、「法の理解と遵守」、「安全への知恵」、「情報セキュリティ」、「公共的なネットワーク社会の構築」とされ、これに基づき2008年3月に、学習指導要領に各教科が取り組むべき情報倫理の内容が明文化された(国語：著作権に関する知的財産権の尊重をめぐる引用・出典の指導、理科・社会：情報機器の活用や情報収集・データ分析の適切な指導など)。さらに、このころから急速に普及する携帯電話やインターネットに関わる情報倫理の討議が始まる。これらの情報をめぐる倫理教育の取り組みは、学校のみでは達成できず、文部科学省は、「教育振興基本計画」を設定し、その中で、地域・学校・家庭における情報モラル教育の推進の具体

計画を示した<sup>12)</sup>。以上が日本政府の主導する情報化への教育政策である。

一方、中国では、日本より6年遅れて、2000年に国家教育部が初等教育における『中小学校情報技術課程指導綱領(試行)』を公表し、すべての高等学校と、施設などの条件を完備できる小中学校において情報技術課程を開設することが要求された。2003年には情報技術教育の緊急性から、『高等学校情報技術課程』(後の『通用技術科標準』)が出され、「情報技術科」ではコンピュータの通信技術の習得に比重が置かれることとなる。

ただ、中国教育部でも、日本同様、情報倫理教育の必要性も指摘され始め、「学校德育跟进社会网络化趋势的行动研究(社会情報化に伴う学校道徳育成行動の研究)」のもと、2010年に、教育部は情報モラルに関わる通知—「教育部关于加强中小学网络道德教育抵制网络不良信息的通知(小中学校の情報倫理(インターネット道徳)教育における不良情報のレジスト強化に関する通知)」を発表している。しかし、日本が「心」の倫理教育へ大きく転換していったのに対し、中国では情報技術教育が主で、情報倫理教育は十分に重視されているとはいえない(実際、「通用技術」や「思想品德」は国家レベルの「課程標準」として通知されているが、受験科目ではないため進学を重視する学校ではカリキュラムから外される)。

さらに、高等教育においては、「高等学校哲学社会科学研究学术规范(試行)(高等教育機関の哲学社会学科における学術規範(試行))」や「关于开展科学道德和学风建设宣讲教育活动的通知(科学道徳及び学術文化の宣伝教育活動の推進に関する通知)」など、関連の学術的な規範や研究者倫理が求められていった。しかし、現実には、高等教育機関(大学)全体においてそれらに関わる政策は少なくなく、緒に就いたばかりといえる。しかも、高等教育ではどの大学でも学生全体に情報倫理教育を課すことなく、研究倫理を施すにとどまっているのが実情である。大学での情報倫理教育が初等・中等教育における情報倫理教育を

補強したり、研究倫理への足がかりとなったりすることが期待される。

### (2) 初等教育における情報倫理教育の日中比較

日本の情報倫理教育の開始は中国よりも早い、日中両国ともに、初等教育段階で情報倫理教育が展開されていることは先に指摘した。

日本の場合、文部科学省が出す「学習指導要領」が拘束力を有し、その中心に据えられている理念は「生きる力」である。日本社会は、相手への思いやりに基づいて行動するという文化をもつ。情報教育においても、詳細な発達段階と発達課題が「学習指導要領」に設定され、これに基づき、児童期における「日常生活でのモラル指導(心を磨く)」から、青年期では、社会的な規範に自律的に関わる「情報倫理の理解(知恵を磨く)」や「科学的・論理的な思考と判断の能力の育成」へ進んでいく。そして、そこで培われる「正しい判断」と「望ましい態度」は、「生きる力」と直結していくものと考えられる。さらに、中国との比較において特徴的であることは、日本の情報倫理教育では、生徒たちの個性が尊重され、より健康的な成長を促す指導に主眼が置かれている点である。一方、中国では、情報倫理にかかわる科目は、「通用技術(情報技術)」と「思想品德(倫理)」とに分けて授業される。「通用技術」の目標は、情報社会に適応した情報処理の実践力を養成すること、つまり、コンピュータの操作を通して情報を活用できる人間を目指すことである。また、一部の生徒にコンピュータに対する興味を持たせ、専門的なコンピュータ技術者を目指すこともその目的である。「思想品德」の目標は、社会において人間のなすべき行動やなすべきではない行動を生徒に教え、伝統・美德を継承できる愛国・愛党教育を貫き、正しい判断力や望ましい価値観を育成することにある。この点は、日本にはない倫理教育の側面であり、中国独自の道德観が反映されたものといえる。

### (3) 高等教育における情報倫理教育の日中比較

日本では、大学における情報倫理に関わる違反行為の予防・処罰の規定が明

確に定まっており、学生に向けた規定や留学生にむけた英語版つきの規定まで完備されている。東大の規定(2005年)を概観すると、基本的人権の尊重を基本理念とし、守るべきマナーとルールを詳細に記述しているほか、違反行為や不正行為の懲罰規定や、倫理委員会の仕組みも明示されている。特に情報倫理委員会の設立は、不正行為に対する抑止の効果のほか、学内での情報倫理違反行為に対して、倫理規定に従って、調査、処置決定などを行う役割を果たしている。不正行為に対する予防策として学生に常に情報倫理をテーマとした講座を受講させ指導が徹底される点が挙げられる。筆者の所属している広島大学でも、新入生にむけた情報倫理教育にかかわる必修講座が開設され入学時と年度更新時、校内でインターネットにかかわる講座を受講して、テストを受けなければならない。その資料は日本語版の他に英語版と中国語版がある。以上のように日本の大学では、問題の意識化を促進し事前に違反を予防する手立てが取られている。

一方、中国の大学では、急速な情報化に伴う学術不正行為の増加を受けて、国家教育部が2009年に初めて「学術不正行為厳罰通知」(後の「学位卒業論文詐欺に対する処分法則」2012年)を発表した。これを受け、北京大学、中国科学技術大学などは国家教育部の指針に従い、大学の状況に応じて研究者倫理の講座を開催したり、関連の規定を定めたりした。だがこれらの取り組みは一部の名門大学のみであり、多くの地方大学においては、倫理に関する規定は見られない。そのうえ、これら名門大学における規定でさえ、その内容は、大学院生に向けた規定であり、学部生は対象外とされている。日本のように全学生を対象にして、情報倫理教育に積極的に取り組むべきであると考えられる。

### まとめ(総括)

本論文が目指した情報倫理教育は、ある面、科学技術と倫理との関係を問う

ことにつながる。筆者はこれまでの考察を通して二つのことを確信するに至った。ひとつは、科学の真価が「道具」にあるというよりも、「人間自身の倫理観に基づく利用の在り方」にかかっていると結論づけたい。情報倫理教育の日中の比較分析により、中国では、「初等教育」段階が技術教育へ偏り、「高等教育」段階が「研究倫理」へ偏っていることが判明した。日中の情報倫理教育研究から、中国の高等教育機関における今後の課題として、「情報倫理」と「研究倫理」の整合的な融合を遂行する教育プランの検討が望まれるだろう。いまひとつ確信したことは、インターネットなどに対する情報倫理教育の在り方を考える際、技術と行政方法を通しての強い情報統制という「他律」でもって規制する中国的な方法ではなく、日本のように、幼少期から、徳に配慮しつつ「個人」の「自律」を求める教育方法が手本にされるべきだという点（「他律から自律」の視点）である。特に教育の内容においては、情報技術教育に偏することなく、倫理教育と技術教育のバランスが必要であると考え。最後に、情報倫理教育をめぐる中国の実際と将来的な課題についてさらに言及し、筆者の提言としたい。

中国における情報倫理教育は、初等教育において、技術的な指導をより重視し、情報モラル指導が不足傾向にあることがわかる。初等教育の段階で十分な情報倫理教育を受けていない学生はそのまま大学に入って「研究者倫理」に直面することになる。これには、以下の三つの問題点がある。

第一に、今後、初等教育においていかにして技術教育と倫理教育を両立すべきか。第二に、情報倫理の教育実践に際して、どのような目標設定と評価方法を採用するか。第三に、情報倫理教育は学校内のみで行われるものではなく、社会全体で行われる必要があるが、その際どのようにして社会での各協会団体の情報倫理教育とコミットし、支持を得られるのか。つまり、学校と地域、学校と社会、学校と協会との連携関係をいかに結び、維持していくべきなのかという問題でもある。

本研究では、上述した問題点を浮き彫りにすることを通して、母国の情報倫理教育を相対視し、今後取り組むべき課題を幾分かでも明らかにできたと思う。しかも、比較項とした現在の日本での情報倫理教育は、中国への情報教育導入期同様、極めて重要な参考価値があるように思われる。しかし、参考にする際、日本の例をまったく正しいと思って全部を模倣するのではなく、「拿来主義(取るイズム)」（魯迅の言葉）の精神を発揮して中国の国情に相応しい形で取捨選択するべきであろう。特に、日本の大学における規定作成や講座開設などの措置は中国の大学にとって非常に有意義な参考の手本である。

中国の情報統制に関しては、確かに、日本とは異なり社会主義を採用する中国の国情により、強制的な技術介入を通して情報の管理を行う必要がある程度認められる。しかし、強制的な介入が一方的に偏れば偏るほど、権威主義に陥り、国民の反発を買ってしまう恐れがあるという研究結果がある。このことについて、技術の非傾向性は技術自体の欠陥性を示す<sup>13)</sup>という指摘もなされている。この言葉は、問題への技術的な取り組みにもかかわらず問題の件数に減少傾向が見られない場合は、その技術自体に欠陥がある、ということを意味する。<sup>14)</sup>つまり、近年、増加するインターネット上の違法事件や犯罪に対する、取り締まりや予防のための情報管理技術の向上にもかかわらず、それらに関する問題件数が減らないのは、その技術対策そのものに問題があることの証左と考えられるのである。このことをふまえるならば、教育現場でも、生徒のインターネット行動を監視・管理するばかりではなく、日本のように、生徒の個性を尊重しながら、充実した情報倫理教育を実施するべきであると思われる。生徒は一人一人の個性をもつ人間であり、「心」の「善さ」は情報統制と結びつくことはできなく、むしろ啓発的倫理的教育からでしか「心を磨く」ことができない。これからの社会を担う学生の情報モラルが向上すれば、社会全体の情報モラルも向上しうるといえるだろう。個のモラル意識の高まりによって、公

共圏における情報倫理の好循環も期待されるものとする。

最後に、筆者は、本研究をふまえ、今後の課題として、世界の大学が取り組み始めている高等教育機関における「研究者倫理」について、本年度後半に行ったドイツ留学での研究成果を含め、さらに深く進めていく予定である。

## 参考文献

### 日本語文献

梅本吉彦編著、『情報社会と情報倫理』、丸善株式会社、2002年。

越智貢「前書き」、越智・土屋・水谷編『情報倫理学—電子ネットワーク社会のエチカー』、ナカニシヤ出版、2000年。

カマー著、村井純監修、「インターネットブ・ノク」1995年(トッパン)。

清野正哉編、『情報倫理 インターネット社会における法とルール』、中央経済社、2009年。

高等教育機関におけるネットワーク運用ガイドライン

後藤玉夫、「パーソナル・コンピュータ発展史論」。

財団法人コンピュータ教育開発センター(文部科学省委託事業)『情報モラル指導者研修ハンドブック』、日本文教出版、2010年。

シヨセフ・Mキッサ編、大野正英、永安幸正訳、『IT社会の情報倫理』、日本経済評論社、2001年。

『情報学辞典』、弘文堂、平生14年。

情報化社会の進展、<http://itjobgate.jisa.or.jp/about/>、JISA情報サービス産業協会、2016年1月閲覧。

<http://www.ieice.org/jpn/teigen/guideline-1.pdf#zoom=75>、2015年6月閲覧。

高橋夫「高等学校の情報倫理教育」、FIFA2000。

寺嶋廣克、「コンピュータの歴史 ～秒進分歩の情報技術の発展」『東京情報大学研究論集』(2016)。

電子情報通信学会倫理綱領、<https://www.ieice.org/jpn/about/code1.html>、2015年5月閲覧。

電子情報通信学会倫理綱領、<https://www.ieice.org/jpn/about/code4sb.html>、旧電子情報通信学会倫理綱領について(解説)、2015年5月閲覧。

『デジタル大辞泉』、小学館。

鞆大輔編、『学生時代に学びたい情報倫理』、共立出版社、2011年。

東京大学情報倫理規則 <http://www.cie.u-tokyo.ac.jp/1syou.html>、総章、2015年5月閲覧。

文部科学省[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/056/shiryo/attach/1249674.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/056/shiryo/attach/1249674.htm)（「教育の情報化に関する手引」作成検討会(第4回)配付資料「教育の情報化に関する手引」検討案 第5章 情報モラル教育）、2015年5月閲覧。

廣瀬英彦編『情報の倫理—インターネット時代を生きる』、富士書店、2000年。

フランク・ウェブスター編、田畑暁生訳、『「情報社会」を読む』、清土社、2001年。

布施泉、岡部成「スマート化と情報倫理教育—意識調査から見えるもの—」『PC conference』、2005年。

森島光紀、「移動通信端末・携帯電話技術発展の系統化調査」『国立科学博物館技術の系統化調査報告 第6集』独立行政法人、国立科学博物館産業 技術史資料情報センター、2006年。

文部科学省『「教育の情報化に関する手引」検討案』、

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/056/shiryo/attach/1249674.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/056/shiryo/attach/1249674.htm)、2016年8月閲覧。

JPNIC「インターネット歴史年表」一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター<https://www.nic.ad.jp/timeline/>、2016年7月閲覧。

## 中国語文献

『アインシュタイン文集』（第三巻）、商務印書館。

CNNIC发布第37次《中国互联网络发展状况统计报告》（CNNICによる第37回「中国インターネット発展状況の統計報告」が発表された）。

[http://cnnic.cn/gywm/xwzx/rdxw/2015/201601/t20160122\\_53283.htm](http://cnnic.cn/gywm/xwzx/rdxw/2015/201601/t20160122_53283.htm)、2016年四月閲覧。

China daily “中国青少年绿色网络宣言”发布（China daily『中国青少年緑のネットワーク宣言』公表）[http://www.chinadaily.com.cn/hqkx/2006-06/16/content\\_620266.htm](http://www.chinadaily.com.cn/hqkx/2006-06/16/content_620266.htm)、2016年四月閲覧。

2009年青少年网瘾调查报告（2009年中国青少年ネット中毒報告）

<http://mat1.gtimg.com/edu/pdf/wangyinbaogao.pdf> 2016年四月閲覧。

2013年中国青少年上网行为调查报告（2013年中国における青少年ネット行為調査の報告）[http://www.cnnic.cn/hlwfzyj/hlwxzbg/qsngb/201406/t20140611\\_47215.htm](http://www.cnnic.cn/hlwfzyj/hlwxzbg/qsngb/201406/t20140611_47215.htm)、2016年四月閲覧。エンゲル、「対因特网内容的控制（インターネットに対する制御）」、『国外社会科学（国外社会科学）』、1997年第6期。

豆俊杰、王强、『“互联网+教育”冰火两重天 专家：不会颠覆教育（インターネット+教育の巨大なギャップ 専門家、伝統教育を転覆させない）』。

工信部：五项措施保障儿童网上安全（工信部、児童ネットセキュリティ保障のための五つ措置）<http://article.pchome.net/content-886654.html>、2016年四月閲覧。

第二届国家网络安全宣传周启动（中国国家ネットワーク安全を宣伝する週がスタート）、新華ネット<http://wlaqz.cac.gov.cn/>、2016年四月閲覧。

光明日报《全国青少年网络文明公约》正式发布（光明日報『全国青少年インターネット

ト文明公約』)

<http://www.gmw.cn/01gmrb/2001-11/23/01-50555D964D3F152E48256B0D00004577.htm>、2016年四月閲覧。

国家网络安全宣传周活动将于每年9月第三周举行(中国国家ネットワークが安全を宣伝するイベント週が九月の第三週に年一回開催される)

[http://www.cac.gov.cn/2016-03/25/c\\_1118446164.htm](http://www.cac.gov.cn/2016-03/25/c_1118446164.htm)、2016年四月閲覧。

プラトン、『プラトン全集(第一巻)』、北京・人民出版社、2002年。

何精华、『网络空间的政府治理——电子治理前沿问题研究(インターネット空間における政府管理—電子管理の先端問題研究)』上海社会科学院出版社2006年版。

李艺、朱彩兰、董玉琦『普通高中信息技术课程标准及其研制概述(普通高校に情報技術科標準及び設定概要)』、『中国电化教育』、2003年。

马庆国、『网瘾概念及主要影响因素分析(ネット中毒の概念及び主要の影響要因分析)』、『http://www.paper.edu.cn』、2016年四月閲覧。

王如渊、金波、『中国互联网发展的地域性结构研究(中国におけるインターネットの地域分布研究)』、『人文地理』、2002年。

王海明編『伦理学原理(倫理学原理)』、北京大学出版社、2001年。

□ 学校德育跟进社会网络化趋势的行动研究(社会情報化の傾向性に対する学校での德育行動研究) [www.nies.net.cn/ky/.../P020120319504976481802.doc](http://www.nies.net.cn/ky/.../P020120319504976481802.doc)、2016年四月閲覧。

王宪洪、王玉玖、吴淑娟、『网络学术信息资源与大学生利用研究(インターネット学術情報資源及び大学生利用に対する研究)』、中国财政经济出版社(中国財政経済出版社)、2014年。

『我国高校信息伦理教育研究(我が国高等教育機関における情報倫理教育にたいする研究)』。

徐双敏、『“互联网+”时代的高校课堂教学改革研究——以《公共管理学》为例(「インターネット+時代」に大学での授業改革研究——「公共管理学」例をととして)』、『高等教育评论(高等教育評論)』。

尹建国(2015)、『我国网络信息的政府治理机制研究(我が国におけるネット情報に対する政府管理機制についての研究)』、『中国法学』、2015年。

张钧良編、『计算机组成原理(計算機の構成原理)』、清华大学出版社(2003)。

政府工作报告(政府の作業報告書)、2016年四月閱。

中華人民共和国教育部

[http://www.moe.edu.cn/publicfiles/business/htmlfiles/moe/moe\\_445/200503/6319.html](http://www.moe.edu.cn/publicfiles/business/htmlfiles/moe/moe_445/200503/6319.html) 2016.4.3閲覧。

中華人民共和国教育部、『普通高等学校技術課程標準(試験)』、北京・人民教育出版社、2003年。

《中共中央国务院关于进一步加强和改进未成年人思想道德建设的若干意见》发布(「中

国共産党中央国務院による未成年者の思想道德建設をさらに改善・強化する建設にたいする若干意見」公表)

<http://www.people.com.cn/GB/paper39/11612/1046675.html>、2016年四月閲覧。

中華人民共和国教育部、教育部关于加强中小学网络道德教育抵制网络不良信息的通知(小中学校の情報倫理(インターネット道徳)教育における不良情報のレジスト強化に関する通知) [http://www.gov.cn/zwgc/2010-01/22/content\\_1516995.htm](http://www.gov.cn/zwgc/2010-01/22/content_1516995.htm)、2016年四月閲覧。

最新報告称中国城市“网瘾青少年”超2400万(最新の報告により、中国都市部の青少年ネット中毒者の数瓦2400万人を超えた)

<http://china.huanqiu.com/roll/2010-02/708761.html>、2016年四月閲覧。

## 英語文献

『Encyclopedia of applied ethics』、Elsevier Inc. 2012年。

## 註

- 1) 清野 正哉 編、『情報倫理 インターネット社会における法とルール』、中央経済社、2009年、33頁。
- 2) 清野 正哉 編、『情報倫理 インターネット社会における法とルール』、中央経済社、2009年、34頁。
- 3) 梅本 吉彦 編、『情報社会と情報倫理』、丸善株式会社、2002年、2頁。
- 4) 『Encyclopedia of applied ethics』、Elsevier Inc. 2012年、539-540頁。
- 5) 同上。
- 6) 廣瀬英彦編『情報の倫理—インターネット時代を生きる』富士書店、2000年、223頁
- 7) 廣瀬英彦編『情報の倫理—インターネット時代を生きる』富士書店、2000年、223頁。
- 8) 越智貢「前書き」、越智・土屋・水谷編『情報倫理学—電子ネットワーク社会のエチカー』ナカニシヤ出版、2000年、ii 頁。
- 9) 廣瀬英彦『情報の倫理—インターネット時代を生きる』富士書店、2000年、223頁。
- 10) 越智貢「前書き」、越智・土屋・水谷編、『情報倫理学—電子ネットワーク社会のエチカー』ナカニシヤ出版、2000年。
- 11) JPNIC「インターネット歴史年表」、<https://www.nic.ad.jp/timeline/>、2016年8月閲覧。
- 12) 文部科学省『「教育の情報化に関する手引」検討案』、

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/056/shiryo/attach/1249674.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/056/shiryo/attach/1249674.htm)、2016年8月閲覧。

- 13) 何精华、『网络空间的政府治理——电子治理前沿问题研究(インターネット空間における政府管理—電子管理の先端問題研究)』上海社会科学院出版社2006年版、66—74頁。
- 14) 尹建国(2015)、「我国网络信息的政府治理机制研究(我が国におけるネット情報に対する政府管理機制についての研究)」『中国法学』2015.01,144頁。